

会 見 年 月 日	令和2年10月30日（金）
担 当 課	都市計画課
問い合わせ先	電話番号：0791-43-6827 FAX 番号：0791-43-6974 （担当者名：長棟、内波）

特定空家等に対する略式代執行の終了について

1. 趣 旨

令和2年5月15日付け赤穂市告示第25号において公告した、特定空家等に対する略式代執行について、令和2年10月23日に終了しましたのでお知らせします。

2. 内 容

(1) 略式代執行

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、所有者等
を確知できない場合に、市が所有者等に代わって特定空家等の改善に必要な措置を行
うもの

(2) 特定空家等の概要

所在地 赤穂市加里屋1639番地4
用 途 倉庫
構 造 軽量鉄骨造2階建（一部木造平屋建）、
建築面積 約73㎡、延べ床面積 約114㎡

(3) 略式代執行の内容

建築物の地上部分全部とそれに附属する動産、工作物の除却

(4) 執行期間

令和2年9月14日から令和2年10月23日まで

(5) 略式代執行の主な工程

令和2年 9月14日（月） 代執行開始宣言、仮囲い設置
9月15日（火）～ 動産撤去、処分
9月18日（金）～ 建築物解体、撤去、処分
9月29日（火）～ 防草シート設置
10月23日（金） 代執行終了宣言